○日立市水道事業給水条例施行規程

規則第12号 改正 昭和37年4月14日規則第6号 昭和40年3月1日水道部規則第6号 昭和40年9月30日水道部規則第11号 昭和41年6月8日水道部規則第3号 昭和42年1月11日水道部規則第4号 昭和43年7月1日水道部規則第4号 昭和45年7月1日水道部規則第4号 昭和45年7月1日水道部規則第1号 昭和47年3月6日水道部規則第1号 昭和49年1月1日水道局規程第1号 昭和53年3月8日水道局規程第1号 昭和53年3月29日水道局規程第1号 平成2年3月29日水道局規程第1号 平成7年2月28日水道事業管理規程第2号 平成9年9月24日公営企業管理規程第6号 平成10年3月31日公営企業管理規程第4号

昭和36年4月25日

注 平成2年3月から改正経過を注記した。

平成15年3月31日公営企業管理規程第2号

平成16年9月30日公営企業管理規程第6号

平成26年3月31日公企規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、日立市水道事業給水条例(昭和36年条例第9号。以下「条例」という。) の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平9公企規程6·一部改正)

(給水区域)

- 第2条 日立市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第58号)第3条第2項に定める 給水区域内においても配水管の布設していないところ又は特殊な地形から給水すること が著しく困難と認められるところでは、給水をしないことがある。
- 2 配水管の布設していないところでも、給水を受けようとする者が工事費を負担するときは、給水することがある。

(支分の承諾)

第3条 他人の給水装置から支分引用するときは、当該給水装置所有者の承諾を得なければ ならない。

(平7水管規程2・旧第4条繰上)

(支分引用の制限)

第4条 前条による支分引用が、他の給水に支障を来すおそれがあるときは、支分引用の許可をしないことがある。

(平7水管規程2・旧第5条繰上、平9公企規程6・一部改正)

(工事の申請)

第5条 条例第9条第2項の申請は、給水装置工事申請書(給水装置台帳)により行わなければならない。

(平7水管規程2・追加)

(審査後の措置)

第6条 管理者は、条例第10条第2項の規定による設計の審査に合格した書類については、 当該書類に合格の印を押して指定給水装置工事事業者に交付するものとする。

(平7水管規程2・全改、平10公企規程4・一部改正)

(工事の着手)

- 第7条 指定給水装置工事事業者は、条例第10条第2項の規定による審査に合格した工事を 行う場合は、管理者が前条の規定により書類を交付した日から起算して1月以内に工事に 着手しなければならない。
- 2 指定給水装置工事事業者は、工事に着手する場合は、あらかじめ着手する日時を管理者 に届け出なければならない。ただし、管理者が必要がないと認めたときは、この限りでな い。

(平7水管規程2・全改、平10公企規程4・一部改正)

(異議に対する責任)

第8条 指定給水装置工事事業者が施工する工事について、当該工事に係る利害関係人から 異議の申立てがあった場合は、当該工事の申込人が一切の責任を負わなければならない。

(平7水管規程2・全改、平9公企規程6・平10公企規程4・一部改正)

第9条 削除

(平9公企規程6)

(給水管の口径)

第10条 配水管の取付口における給水管の口径は、その給水装置による水の使用量に応じて定める。

(平7水管規程2・旧第11条繰上)

(工事の設計及び施工)

第11条 給水装置の設計及び施工については、別に定める基準によって行うものとする。 (平7水管規程2・旧第12条繰上)

(工事の立会い)

第12条 管理者は、指定給水装置工事事業者の行う工事が配水管又は給水管からの分岐を 伴うものである場合は、管理者の指定する職員に工事の立会いを命ずるものとする。ただ し、管理者が必要がないと認めたときは、この限りでない。

(平7水管規程2・追加、平9公企規程6・平10公企規程4・一部改正)

(工事の標識)

第13条 公道部分の掘削をするときは、道路占用許可を得てから着工する。この場合給水 工事現場には、工期、作業種別、指定給水装置工事事業者名、責任者名のほか、危険標示 をした標識板及び危険灯を掲げなければならない。

(平9公企規程6・平10公企規程4・一部改正)

第14条 削除

(平9公企規程6)

(しゅん工検査等)

- 第15条 指定給水装置工事事業者は、条例第10条第3項に定めるしゅん工検査を受けようと するときは、給水装置工事申請書(給水装置台帳)を管理者に提出しなければならない。
- 2 指定給水装置工事事業者は、前項のしゅん工検査には、当該工事に関し、水道法施行規 則(昭和32年厚生省令第45号)第36条第1号の規定により指名された給水装置工事主任技 術者を立ち会わせなければならない。
- 3 管理者は、指定給水装置工事事業者が行う工事に、第16条に定める方法によるしゅん工 検査ができない部分があると認めた場合は、当該工事の中途において必要な検査を行うも のとする。

(平7水管規程2・平10公企規程4・一部改正)

(しゅん工検査後の措置)

第15条の2 指定給水装置工事事業者は、しゅん工検査に合格した場合は、検査の日から7 日以内に第6条の規定により交付された給水装置工事申請書(給水装置台帳)にしゅん工図 その他必要な事項を記入し、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、しゅん工検査に合格しない工事の指定給水装置工事事業者に対して、期限を 定めて、必要な手直し、補修又は改修等の措置を求めるものとする。

(平7水管規程2・追加、平10公企規程4・一部改正)

(しゅん工検査の方法)

- 第16条 条例第10条第3項に定めるしゅん工検査の方法は次により行う。
 - (1) 給水装置の設置検査
 - (2) 水圧検査
 - (3) 使用材料の確認
 - (4) 設計図との照合検査
 - (5) 埋戻検査
 - (6) その他必要部分の検査

(平7水管規程2·一部改正)

(給水装置の引渡し)

- 第17条 前条のしゅん工検査に合格した給水装置の引渡しは、申込人の立会いを求めて行 うものとする。
- 2 しゅん工検査に不合格又は未検査の給水装置を申込人に引渡し、使用させてはならない。 (平7水管規程2・平9公企規程6・一部改正)

(給水装置の修理)

第18条 条例第17条第3項に定める給水装置の修理の申込みを受けた指定給水装置工事事業者は、これに応じるよう努めなければならない。

(平9公企規程6・平10公企規程4・一部改正)

(標識)

第19条 給水装置を設置した家屋の門戸には、標識を掲げる。

(栓種別適用基準)

- 第20条 条例第26条に定める水道料金の栓種別適用基準は次による。
 - (1) 専用栓

1戸又は1箇所の専用に供するもの。ただし、特別な用途又は臨時に給水するものを除く。

(2) 特別計量栓

噴水、泉池、滝、臨時興行、臨時売店、工事現場等の用に使用するもの

(3) 湯屋栓

湯屋営業に使用するもの

(4) 前各号により難いときは、別に管理者が定める。

(基準日)

第21条 条例第28条に定める基準日は、毎月1日から月末までの間において定める。

(使用水量の端数計算)

第22条 条例第28条の2の規定により、使用水量を各月に均等した場合に生ずる端数は、計量日の属する月分に加算して料金を算定する。

(メーターの端数計算)

第23条 メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、次回の計量に繰り越 して計算する。ただし、メーターを取りはずしたときは、1立方メートル未満は切り捨て る。

(平9公企規程6·一部改正)

(メーター検査請求)

- 第24条 水道法(昭和32年法律第177号)第18条の規定により、給水装置のうちメーターの検査を受けようとする者は、管理者に請求しなければならない。
- 2 前項の請求を受けたときは、直ちに検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 3 メーター検査に係る公差は、100分の4以下とする。

(平9公企規程6·平10公企規程4·一部改正)

(私設消火栓の封かん)

第25条 私設消火栓の封かんは、管理者の指定する職員が行う。

(平9公企規程6·一部改正)

(異動に係る料金)

第26条 料金を調定した後、その算定基準に異動があったとき、又は料金徴収後その料金 に過誤があったときは、次回の計量に係る料金において精算する。ただし、水道の使用を 中止し、若しくは廃止した者に係るとき、又は次回の計量に係る料金において精算するこ とが困難なときは速やかに精算する。

(平10公企規程4·一部改正)

(メーターの亡失、き損)

第27条 メーターを保管する者が、メーターを亡失し又はき損したときは、直ちに管理者 に届け出なければならない。 2 保管者が管理義務を怠ったために亡失し、又はき損したときの損害賠償額の算出は、次による。

時価-((時価-残存価格/耐用年数)×使用年数)

3 メーターの亡失又はき損が天災その他保管者の責任でないと認めるときは、前項の賠償 額を徴収しない。

(平10公企規程4·一部改正)

(加入金)

第28条 条例第27条に定める加入金の取扱いについては、水道加入金取扱基準の定めるところによる。

(平9公企規程6·一部改正)

(手数料)

第29条 条例第32条に定める手数料のうち、工事費200,000円以上の手数料については、工事費に100分の3を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数を生じた場合は切り捨てる。

(平9公企規程6·一部改正)

(簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第29条の2 条例第33条の3の規定により管理者が別に定める基準は、日立市安全な飲料水の確保に関する条例施行規則(平成26年規則第15号)に定める管理基準とする。

(平15公企規程2·追加、平16公企規程6·平26公企規程2·一部改正)

(各種届出、申請の様式)

第30条 条例及びこの規程に関する届出、申請標識等の様式は別にこれを定める。

(その他必要事項)

第31条 この規程に定めのない必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

- 1 この規則は、昭和36年4月1日から施行する。
- 2 日立市水道使用条例施行細則(昭和24年庁達121号)は、廃止する。

(経過規定)

- 3 この規則の施行前に旧施行細則によりなされた許可、承認、認定その他の処分又は請求、 届出その他の手続きは、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 従前の規定により調製した用紙類で現に残存するものは、当分の間使用することができる。

5 この規則に定める工事の申込み及び工事人が行う工事については、昭和36年6月30日ま でのあいだ、なお従前の例による。

附 則(昭和37年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則(昭和40年水道部規則第6号)

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年水道部規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年6月1日から適用する。 附 則(昭和41年水道部規則第3号)

この規則は、公示の日から施行し、昭和41年6月1日から適用する。 附 則(昭和42年水道部規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年1月1日から適用する。 附 則(昭和43年水道部規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年水道部規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年水道部規則第1号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、第28条に関する改正規定は昭和47年5月1日から適用する。

附 則(昭和49年水道局規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年水道局規程第1号)

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成2年水道局規程第1号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成7年水管規程第2号)

この規程は、平成7年3月1日から施行する。

附 則(平成9年公企規程第6号)

この規程は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成10年公企規程第4号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(日立市水道事業指定工事人規程の廃止)

2 日立市水道事業指定工事人規程(平成7年水管規程第1号)は、廃止する。

附 則(平成15年公企規程第2号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年公企規程第6号)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成26年公企規程第2号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。